

ご存じでしたか？

乗用型の田植機やコンバインなどの 農耕作業車等はナンバー登録が必要です

- 乗用型田植機やコンバインなどの農耕作業用等の小型特殊自動車は公道走行の有無に関わらず、軽自動車税の申告（ナンバー登録）が必要です。

農耕作業用等の小型特殊自動車とは

乗用装置があるもので、田植機・刈取脱穀作業車（コンバイン）・農耕トラクタ・農耕用薬剤散布車（スピードスプレーヤー）・動力運搬車・農耕作業用トレーラの一部をいいます。

※上記のうち、大型特殊自動車に分類されるものは別途、償却資産の申告が必要となります。

乗用装置がないもの	申告不要
乗用装置があるもの 最高速度35km/h未満	小型特殊自動車 【軽自動車税（種別割）の申告】
乗用装置があるもの 最高速度35km/h以上	大型特殊自動車 【固定資産税（償却資産）の申告】

市役所にてナンバー登録が必要です

お手続きの方法について

- 登録は福知山市役所税務課または、各支所にてお手続きいただけます。
- 下記の必要書類等をお持ちのうえ、標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

必要書類等

☐ 販売証明書または譲渡証明書

☐ 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

☐ 車名、型式、車体番号、最高速度が分かるもの

※農耕作業車以外の小型特殊車両の場合、車両の大きさ（長さ、高さ、幅）が分かる書類



お問い合わせ先

〒620-8501

福知山市字内記13番地の1

福知山市役所 税務課 市民税係

0773-24-7024（直通）